

⑤ 請求者が父（母）の場合、児童が母（父）と生計を同じくしているとき。（父（母）障害該当の場合を除く）

⑥ 児童が、障害を有する父（母）に支給されている公的年金の加算対象になっているとき。

ただし、両親の一方が児童扶養手当法施行令で定める障害にあることで児童扶養手当を受給されている場合は、配偶者の障害基礎年金の子の加算との受給変更が可能です。

児童手当

出生から中学校修了まで（15歳に達した後最初の3月31日まで）の子どもを養育している方に支給されます。公務員の方は所属庁からの支給になります。



児童手当は、原則、申請した月の翌月から支給されます。ただし、事由発生日（お子さんの出生日等）の翌日から数えて15日以内の申請であれば、翌月の申請であっても事由発生日に申請があったものとみなすことができます。

所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額 (万円)	収入額の目安 (万円)
0人	622.0	833.3
1人	660.0	875.6
2人	698.0	917.8
3人	736.0	960.0
4人	774.0	1002.1
5人	812.0	1042.1

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算していますので、ご注意ください。

支給月額

0歳～3歳未満(一律)	15,000円
3歳～小学校修了前 (第1子・第2子)	10,000円
3歳～小学校修了前 (第3子以降)	15,000円
中学生(一律)	10,000円
所得制限限度額以上(一律)	5,000円

※申請が遅れると、遅れた月分の手当を受けられなくなる場合がありますので、ご注意ください。

○手続に必要なもの

- ・印鑑
- ・請求者の健康保険被保険者証の写し
- ・請求者名義の金融機関の口座番号が分かるもの

○対象者のみ次の書類も添付してください

- ・児童手当用所得証明書
- 【前年分】
（他市町村より転入して来られた場合）

- ・児童の属する世帯全員の省略のない住民票（対象児童が町外に住所を有する場合は、その他支給事由や状況に応じた必要な書類）



各種手当変更額

		平成25年9月まで	平成25年10月から	
児童扶養手当	児童1人	全部支給(月額)	41,430	41,140
		一部支給(月額)	41,420～9,780	41,130～9,710
	児童2人以上の加算額	2人目：5,000円加算、 3人目以降1人につき3,000円 (変更なし)		
特別児童扶養手当	1級	50,400	50,050	
	2級	33,570	33,330	
障害児福祉手当		14,280	14,180	
特別障害者手当		26,260	26,080	

平成25年10月から各種手当額が変更になります

平成25年度の各種手当額について、「児童扶養手当法」による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」が一部改正されたことに伴い、左の表のとおり変更されることになりました。